

広報 Public Information OBIHIRO おびひろ

6月号

令和2年
(2020年)
No.1153
June

発行: 帯広市
編集: 政策推進部広報秘書室広報広聴課
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
電話 (0155) 24-4111
FAX (0155) 23-0151
<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

掲載情報は5月13日時点のものです。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、掲載内容や行事などの日程が変更になる場合があります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 「特別定額給付金」 1人10万円を一律支給します



問い合わせ 臨時給付課 (水道庁舎3階大会議室、☎65・4233)

世帯主へ5月下旬に申請書を郵送

4月27日(基準日)時点で市の住民基本台帳に記載がある人(基準日までに生まれた人は対象)に、1人につき10万円を支給します。
市から支給手続きに必要な申請書を、世帯主宛てに5月下旬に郵送します。

郵送申請の期間は5月25日(月)～8月25日(火)

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)または(2)を基本とし、給付金は原則、申請者の本人名義の銀行口座へ振り込みます。

(1) 郵送申請 (2) オンライン申請 (5月11日～)

※口座が無い場合は窓口にて現金で給付しますが、給付に日数を要します。

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、一定の要件を満たす人は、必要な手続きをすることで、本人に給付することができます。

市民活動課(市庁舎3階、☎65・4134)または、配偶者暴力相談支援センター(東3南3、十勝総合振興局内、☎26・9029)に相談してください。

⚠️ 詐欺にご注意を!

- 市職員をかたった電話や訪問による「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐欺にご注意ください。
- 市や総務省などが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 特別定額給付金を給付するために、振込手数料を求めることは、絶対にありません。

子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分(一部、3月分含む)の児童手当を市から支給される人(特例給付除く)に、当該月にかかる児童1人当たり1万円を支給するものです。6月中に児童手当受取口座へ振り込みます。申請は不要です。
ただし、公務員は申請が必要で、支給時期も異なります。申請方法などは勤務先に確認してください。

問い合わせ (こども課、市庁舎3階、☎65・4160)

給付金の申請手続きの流れ

1 市から「世帯主」へ申請書を郵送
【発送時期】5月下旬

2 次の(1)または(2)の方法で市に申請
【申請期間】5月25日(月)～8月25日(火)

(1) 郵送申請

申請書に必要な事項を記入し、同封の返信用封筒に入れて市へ返送(感染症対策のため、持参はお控えください)

- 申請書には「世帯主名義」の振込先口座の情報を記入してください。(世帯員などによる代理申請も可能です)
- 確認用に、必ず次の(ア)(イ)両方を添付してください。

(ア)本人確認書類

次のいずれか1点の写し
・マイナンバーカード
・住民基本台帳カード
・運転免許証・パスポート
・健康保険証・年金手帳など

(イ)振込先口座の確認書類

次のいずれか1点の写し
・通帳・キャッシュカード
・インターネットバンキングの画面
※口座名義人や口座番号、金融機関が分かるようコピー

(2) オンライン申請(マイナンバーカードが必要)

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」から、マイナンバーカードを使用して、電子申請することができます。(ICカードリーダライタ、またはカード情報の読み取り可能なスマートフォンが必要)

3 審査後、市から給付決定を通知し、世帯員を含む「世帯全員分」を給付
(申請書受理後、不備などがない場合、おおむね2～3週間で給付)

裏表紙(12ページ)でその他の個人支援制度を紹介していますので、ご覧ください。

データで知る帯広 4月末の人口と世帯数 人口▶165,615人(前月比+231人) 男▶78,946人 女▶86,669人 世帯▶88,644世帯(前月比+435世帯)
4月の火災発生件数 0件(前月比-5件) 4月の家庭ごみ排出量 ごみ量▶2,379t(前年同月比+35t) 資源ごみ(Sの日)量▶681t(前年同月比+39t)

総合計画の策定。

先行きを見通しにくい時代を迎える中、市民の皆さんと市が共通の認識に立ち、自分たちの手でまちづくりを進めていくことが重要になっています。

このため、健康、子育て、産業、教育、環境、防災など、まちづくりの指針として、「第七期帯広市総合計画（令和2年度～11年度）」を策定しました。

新たに策定した総合計画にはどんな思いが込められているのか。策定を担当した企画課の千葉さん・廣澤さんに話を聞きました。



あおおお ひろびろ いきいき 未来を信じる 帯広

帯広市では今年2月に新しい「総合計画」をつくりました



問い合わせ 企画課（市庁舎5階、☎65・4105）

ここにしかない価値を生かして、ここにしかない「まち」をつくる。



「将来のまちの姿」を「あおおお ひろびろ いきいき 未来を信じる 帯広」と表していますが、どんな意味が込められていますか？

これまで築き、受け継がれてきた、十勝・帯広ならではの資源や、歴史・文化を大切に、明るい未来を信じ、前向きに挑戦や行動を続ける人たちが集まる活力あるまちにしたいという思いを込めています。



「納得」と「共感」を大切にして、まちづくりを進める。



帯広市は、これからのまちづくりをどのように進めていくのですか？

多くの市民や事業者の皆さんなどに、帯広市のまちづくりの方向性について、共感していただき、力を合わせて取り組むことが大切だと思っています。計画では、地域全体で取り組む23の大切なコト（目指す姿）が一目で分かるよう「キャッチフレーズ」を設定するなどの工夫をしました。（3頁参照）



みんなの活動が「まちづくり」につながっている。



まちづくりは、一見、自分とは関係がないものだと考える人もいるかもしれませんが…

市民の皆さんには、既にさまざまな形でまちづくりに関わっていただいています。例えば、右のイメージのように、健康な市民を増やすことは、市民や企業の皆さんと市による取り組みで、達成できるものです。そのため、今回の計画では、各取り組み分野において市民の皆さんと市が一緒になって目指す「目指そう指標」を設定しました。（下表）住みよいまちづくりに向け、みんなで取り組みを進めていきましょう！



《イメージ》

市民の皆さんによる活動

定期的な運動、栄養バランスのとれた食生活、禁煙、検診受診 など



企業・事業所の皆さんによる活動

ワークライフバランスの推進、健診の受診勧奨、従業員などの健康意識の向上 など



健康づくりの推進

市による活動

健康教育や保健指導の実施、運動に関わる活動の支援 など



健康な市民を増やす

表 目指そう指標の例

市民の皆さんと市が一緒になって達成を目指す「目指そう指標」

<p>取り組み分野 健康づくりの推進</p>  <p>目指そう指標 健康と思っている市民の割合を増やす</p>	<p>取り組み分野 農林業の振興</p>  <p>目指そう指標 農業産出額を増やす</p>	<p>取り組み分野 学習活動の推進</p>  <p>目指そう指標 生涯学習を行う市民の割合を増やす</p>	<p>取り組み分野 多様な主体が活躍する地域社会の形成</p>  <p>目指そう指標 地域社会活動に参加する市民の割合を増やす</p>
--	---	--	--

上記のほかにも、3頁に示す取り組み分野ごとに「目指そう指標」を設定しています。

みんなで取り組む23のコト。探そう、自分が取り組みたいコト！

子どもも大人も、
健やかに暮らせるまち



健康なからだ
とこころをつくる

健康づくりの推進

誰もが自分の健康は自分でつくると
いう意識を持ち、健康管理に取り組み、
心身ともに健やかに暮らしています。



笑顔でつなぐ、
みんなの子育て

子育て支援の充実

地域全体で子育てを支え、安心して
子どもを産み育て、子どもたちが健
やかに成長しています。

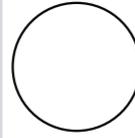


たくさんの小さな
おせっかいがある
暮らし

地域福祉の推進

介護を必要とする高齢者や障害のある人
など、日常生活において支援を必要とす
る人が、身近な人とのつながりや支え合
いによって、社会から孤立せず、住み慣
れた地域で安心して暮らしています。

＜取り組みの見方＞



キャッチ
フレーズ

取り組み分野

目指す姿



ずーっと生き活
きと暮らす

高齢者福祉の推進

高齢者が、仕事や地域活動などを通して
社会と関わりながら、必要な福祉サー
ビスを安心して受けられ、住み慣れた地
域で自分らしく生き活きと暮らしています。



個性はみんなの
たからもの

障害者福祉の推進

障害に対する市民理解が深まり、障
害のある人が地域社会の一員として、
安心して暮らしています。



医療を身近に
安心な暮らしを
つくる

医療体制の安定的確保

十勝圏全体で連携し、安心して医療
を受けることのできる医療体制が確
保され、市民の健康が守られています。



誰もが安心でき
る暮らしの支え
になる

社会保障制度の持続性の確保

国民健康保険や介護保険、生活保護
などの社会保障制度の持続性が確保
され、市民が安心して暮らしています。

活力と
にぎわいと挑戦が
あるまち



世界に冠たる
十勝農業を創る

農林業の振興

農業者や関係機関等による生産性や
収益性向上等に向けたチャレンジが
続けられ、競争力の高い農業が展開
されています。



「とちのかち」
を創り続ける

地域産業の活性化

地域資源や人材等を活かし、市場ニ
ーズを捉えた商品やサービス等が創出・
提供され、産業の活性化や雇用の拡大
につながっています。



アウトドアの
聖地にする

観光の振興

食や農業、自然などの地域資源を活かした、
この地域ならではのアクティビティやイベ
ントなどを求め、国内外から多くの人が訪れ、
滞在することで、にぎわいが生まれています。



つなげてひろ
げる
ビジネスチャンス

広域交通ネットワークの充実

広域交通ネットワークの充実が図られ、
人やモノなどが活発に行き交い、に
ぎわいと活力にあふれています。

ともに学び、
輝く人を
育むまち



未来を拓く
子どもを
ともに育む

学校教育の推進

学校・家庭・地域が連携し、子どもの学び
や育ちを支援することにより、地域への誇
り・愛着を持ち、新たな時代を切り拓く力
を身に付けた子どもたちが育っています。



いつまでも
学んで面白い

学習活動の推進

誰もが生涯にわたり、それぞれの目
的やライフステージに応じた学びを
続けています。



潤いのある
暮らしと
地域をつくる

文化芸術の振興

創作活動や鑑賞の機会があり、豊か
な感性や想像力が生まれ、文化芸術
活動を通じた人のつながりが生まれ
ています。



スポーツで楽しく、
ハツラツ、健康に

スポーツの振興

誰もが年齢や目的などに応じ、生涯に
わたってスポーツに親しみ、スポーツ
が市民の健康づくりや心身の育成、に
ぎわいづくりにつながっています。

安全・安心で
快適に
暮らせるまち



地球のために今、
行動する

環境の保全と循環型社会の形成

環境保全の意識が高まり、誰もが環境
に配慮した行動をし、豊かな自然環境
や生活環境が守られています。



「まさか」に備え
今、行動する

防災・減災の推進

市民一人ひとりが、高い防災意識のもと、
自ら備え地域で支え合う体制が整えられ、
自助・共助・公助により、災害に対する
対応力が高まっています。



とちかちで守る
みんなの安心

消防・救急体制の確保

管内町村や関係機関等との連携によ
り、安心して暮らせる消防・救急体
制が維持・確保されています。



みんなで作る
笑顔と安全

安全な生活環境の確保

交通安全や防犯、消費生活に対する
意識が高まり、地域で支え合い、被
害が生じにくい安全な生活環境が確
保されています。

すべてのまちづくり
の目標に共通する
施策



認め合い、つな
がり、暮らす

多様な主体が活躍する地域
社会の形成

誰もが互いに尊重し合い、つながりな
がら、住みよいまちをつくるために主
体的に行動し活躍しています。



未来に
夢をつなぐ

自治体経営の推進

市民ニーズや行政を取り巻く環境の
変化を的確に捉えた、市民に信頼さ
れる持続可能な自治体経営が行われ
ています。



未来につなぐ、
おいしい水

上下水道の基盤強化

いつでも安全で安心して利用できる強
靱な上下水道が確保されています。



未来につなぐ、
住みよいまち

都市基盤の整備と住環境の充実

都市機能の配置やインフラ施設等の
管理が適切に行われ、コンパクトで
誰もが住みやすいまちが形成されて
います。

一度でいいから計画を見てほしい。

計画書*は、市内の各コミュニティセンターや図書館、川西・大正支所などに
設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。
ぜひ、一度ご覧ください。

第七期帯広市総合計画

検索



興味のある取り組みは
ありましたか？



*計画書は約60ページ。分かりやすさを意識して作っています。



住まいの支援でスマイル

新築住宅・リフォーム、耐震改修・建て替え補助

市では、誰もが暮らしやすい住環境づくりのため、新築やリフォームのほか、住まいの耐震化を支援しています。

問い合わせ 建築開発課（市庁舎6階、☎65・4179）

市では、環境負荷低減や住宅の長寿命化などによる、快適で住みよい住環境づくりを進めるため、新築住宅の補助やリフォームに対して助成を行っています。

申請書や手続きの案内は、建築開発課で配布しているほか、ホームページにも掲載しています。

受付期間

募集件数に達するまで（令和3年3月15日（月）までに、完了実績報告書などの提出が必要）

申請方法

申請書に必要な書類を添えて、工事着手前に建築開発課へ提出してください。

対象となる工事や、申請に必要な書類など、詳細は建築開発課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

おびひろスマイル住宅補助金 〜家づくりを応援します〜

省エネ性能、耐久性や耐震性に優れた、市内に一定の条件を満たす住宅を新築する人を支援します。

補助額

対象住宅の新築工事に対し、20万円を補助

募集件数

50件

対象者

次の要件をすべて満たす人

- ①世帯総所得が550万円以下
- ②世帯全員が市区町村民税を滞納していない（納税状況により対象となる場合がある）
- ③暴力団員ではない
- ④過去におびひろ住宅づくり奨励金または、おびひろスマイル住宅補助金の交付を受けていない

対象住宅

次の要件をすべて満たす住宅

- ①きた住まい住宅、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅※のいずれかによる自己の居住用に新築する住宅

※

きた住まい住宅

「きた住まいの制度」に基づいて建築された住宅

認定長期優良住宅

国が定める基準に基づいて、長期にわたり良好な状態を保てるよう認定を受けた住宅

認定低炭素住宅

都市の低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物の認定を受けた住宅

住まいの改修助成金 〜住宅リフォームを応援します〜

- ②専用住宅または併用住宅で、自らが居住する部分の床面積が、50平方メートル以上280平方メートル以下
- ③市内に事務所、営業所がある事業者が施工する住宅
- ④国などから他の補助金（市が指定するものに限る）などの交付を受けていない、または受ける予定がない

住宅の長寿命化や省エネルギー化などの改修により、住宅性能の向上を促進する住宅改修を支援します。

助成額

市内の施工業者によって、10万円（消費税を除く）以上の住宅改修工事をする場合、5万円を助成（空き家の改修工事を含む）

募集件数

400件

対象工事

- ・長寿命化のための工事
- ・省エネルギー化のための工事
- ・ユニバーサルデザイン化のための工事

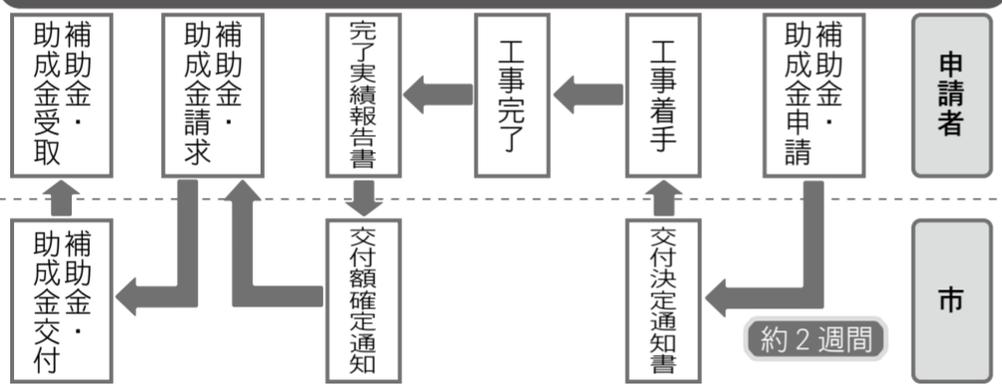
対象者・対象住宅

次の要件をすべて満たす人（同

一対象者、同一住宅への助成は1回のみです）

- ①市内に住所を有する人、または市内の空き家を購入し、居住する人
- ②自ら所有および居住している（する予定）住宅
- ③世帯総所得が550万円以下
- ④市区町村民税を滞納していない（納税状況により対象となる場合がある）
- ⑤暴力団員ではない
- ⑥過去に住宅リフォーム助成または、住まいの改修助成を受けていない
- ⑦昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、無料耐震簡易診断を受ける必要があります。

交付までの流れ



「住まいの情報」を配布中

住まいに関する情報をまとめたパンフレットを、建築開発課窓口、各コミセンなどで配布しています。市ホームページにも掲載しているのでご覧ください。



帯広市 住まいの総合相談窓口

木造住宅耐震診断・耐震改修・建て替え補助

木造住宅の耐震性を無料で簡易診断しているほか、詳細な診断や耐震改修工事、耐震性能が低い住宅の建て替えに対する補助を行っています。申請方法など詳細は、建築開発課に問い合わせください。



筋かいや構造用合板での耐震改修の例

制度	概要	補助額(補助率)	募集件数	申込期限
無料耐震簡易診断	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震性を判定		上限なし	
旧耐震住宅建替え補助金	耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断され、同一敷地内で住宅を建て替える人に補助	上限30万円(23%)	1件	令和2年11月30日(月)
耐震診断補助金	耐震診断を行う人に補助	上限5万円(50%)	3件	令和3年1月29日(金)
耐震改修補助金	耐震診断により「倒壊する可能性がある」と診断された木造住宅の耐震改修工事をする人に補助	上限30万円(費用に応じ変動)	1件	

元気な中心市街地づくり促進事業

対象事業

まちなか活性化のモデルとなる、魅力的かつ革新的な事業で、計画の目標指標（①中心市街地の平日昼間（9時～17時）のにぎわい創出、または、②まちなか居住者の増加）の達成に寄与する事業

※単発的なイベントは対象外

対象経費

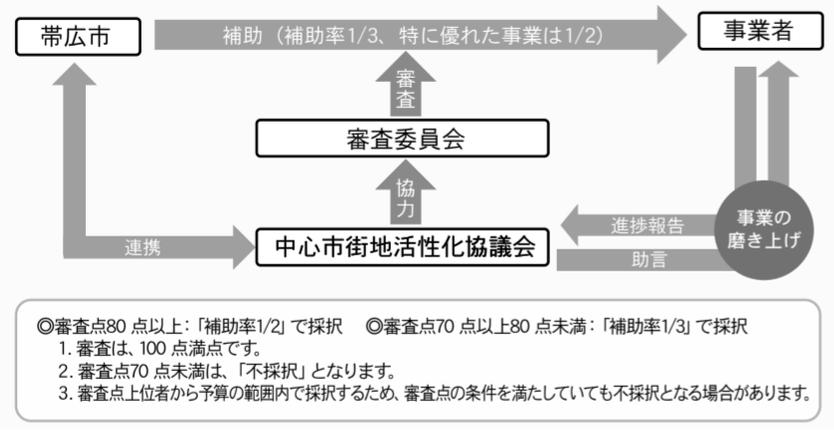
店舗改装費、設計費などの事業開始までに要する費用

※採択される前に事業に着手した部分や、家賃などの事業開始後の運営費などは対象外

補助率

審査点により変動（1/3または1/2）（図2）

図2 補助制度の仕組み



補助限度額

予算の範囲内（最大500万円）で、審査点上位者から補助額を決定

審査基準

主に、事業内容（独自性・先進性・魅力）、事業効果（目標指標の達成への寄与度、波及効果など）、事業の可能性（実現可能性、継続可能性）により審査

申請方法

事前に商業労働課へ相談の上、6月30日（火）までに申請してください。

申請書の様式などは、市ホームページに掲載しています。

帯広市 元気な中心市街地づくり促進事業 [検索](#)



元気な中心市街地づくり促進事業

魅力とにぎわいにあふれるまちへ

問い合わせ 商業労働課（市庁舎7階、☎65・4164、
 ✉commerce@city.obihoro.hokkaido.jp）

中心市街地の活性化に向けて

市では、公共交通や商業・行政・金融機関などが集積した「まちなか顔」である中心市街地に、さらなる都市機能の集積と、経済活力の向上を促進し、市民の快適な暮らしやにぎわいの創出を図るため、「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画」を策定しました。

この計画では、二つの基本的な方針と目標指標を設定し、本年4月から5年間の期間で、計画的に取り組みを進めていきます。（図1）

まちなかをさらに活性化させるために
 市では、中心市街地の活性化を加速させるため、中心市街地で新たな事業を展開する事業者の取り組みを支援する事業を実施します。

図1 第3期中心市街地活性化基本計画の概要

目指す中心市街地の姿 十勝圏の中核都市にふさわしい、魅力とにぎわいにあふれるまち	
基本的な方針1 魅力にあふれ訪れたいくなるまちなかの形成	基本的な方針2 快適に住みたいくなるまちなかの形成
目標1 平日昼間を中心とした来街者を増やす	目標2 まちなか居住者を増やす
目標指標 歩行者通行量（平日昼間9～17時） 1万3756人（H30）⇒1万4800人（R6）	目標指標 まちなか居住者数 2666人（H30.9末）⇒2820人（R6.9末）

柏林台出張所外観イメージ



平成30年度より新築工事を行っていた柏林台出張所が完成し、7月1日（水）から運用を開始します。柏林台出張所は、一般的な建物の1・5倍の耐震性能を有し、停電時においても機能を維持するための非常用発電機を設置していることから、災害時でも消防活動の拠点施設として、地域の安全を確保します。

また、省エネルギー化を推進するため、建物にはLED照明器具や太陽光発電設備を採用しています。

二つの出張所が統合され機能が強化されます
 柏林台出張所として移転する西出張所（西19北1）と、緑ヶ丘出張所（緑ヶ丘東通西1）が統合され、新たに柏林台出張所となります。（図）

柏林台出張所は、市消防団帯広第3・4分団詰所を併設し、消防職団員や消防車両を集結させ、消防活動の充実と、各種災害への初動体制を強化します。

西出張所、緑ヶ丘出張所は、柏林台出張所の運用開始に伴い業務を終了し、閉所します。

柏林台出張所がスタート

問い合わせ とかち広域消防局消防救助課（西6南6、消防庁舎3階、☎26・9122）

帯広消防署 柏林台出張所が完成

7月1日（水）から、運用開始

新たな消防出張所の完成により、地域の安全確保が強化されます。

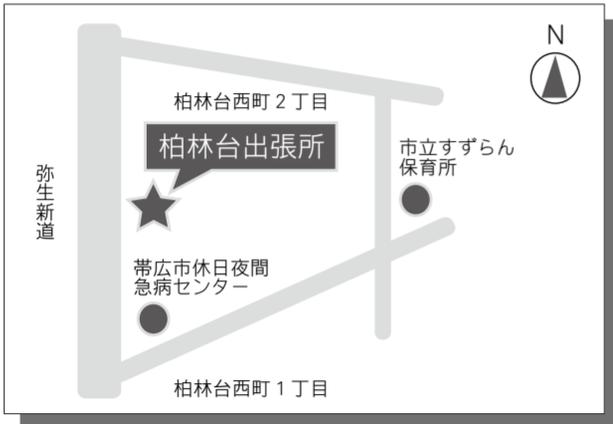
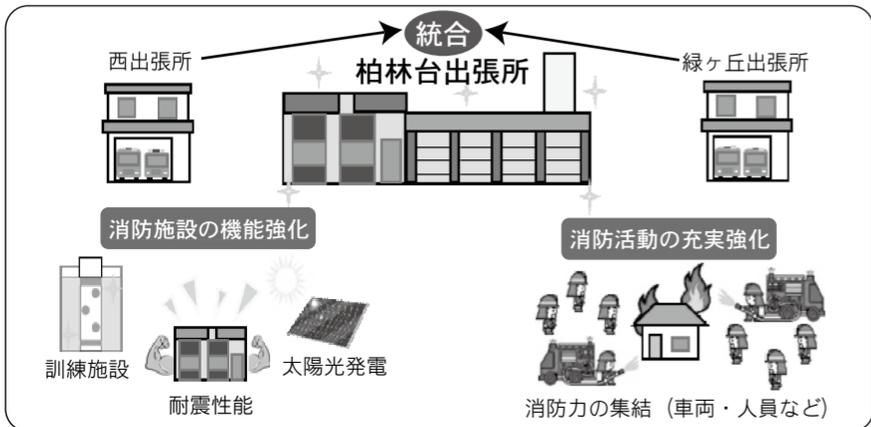


図 出張所の統合イメージ



救命講習の様子

訓練や研修のための施設も充実
 消防職団員の訓練研修のため、西出張所の約2倍の敷地面積を確保し、敷地内に鉄骨製の訓練施設を併設しています。

さらに研修室も備えているため、市民の皆さんが参加できる救命講習や、防火・防災訓練の実施を予定しています。



フードバレーとちかち

帯広市の人口対策

「人口ビジョン」と「総合戦略」

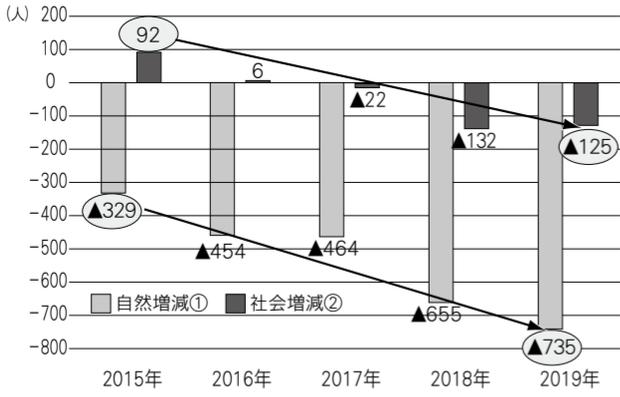
人口の現状分析やこれまでの取り組みを踏まえ、今年2月に「帯広市人口ビジョン」を改定するとともに、「第2期帯広市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

問い合わせ 企画課（市庁舎5階、☎65・4105）

帯広市における人口の動き

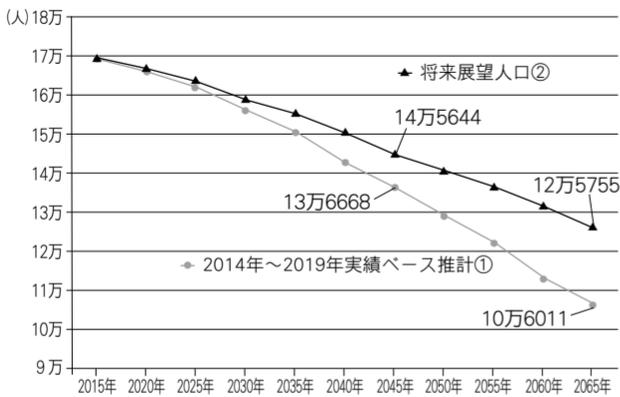
国勢調査によると、帯広市の人口は、2000年の17万3030人をピークに減少に転じました。また、近年では、2015年から4年間で2496人、約1・5パーセント減少しており、令和元年12月末現在で16万6043人となっています。

図1 自然動態・社会動態の推移 (出典：住民基本台帳)



出生数から死亡数を差し引いた自然増減を見ると(図1①)、2015年のマイナス329人から2019年のマイナス735人へ、減少幅が拡大しています。結婚に

図2 将来展望人口 (出典：帯広市人口ビジョン)



の就労環境の違いなどを背景に、札幌市や東京圏への人口流出が拡大していることが影響しています。今後、人口が現状のまま推移すると、2045年には13万666

8人まで減少すると見込まれます(図2①)。将来にわたり活力ある地域をつくるには、魅力ある仕事の創出や結婚・出産を支える環境づくりを進め、人口減少をできる限り抑える必要があります。このため、人口ビジョンでは、出生率の向上や人口流出の縮小を図ることにより、2045年の将来展望人口を14万5644人としています。(図2②)

第1期総合戦略の取り組み(2015年度～2019年度)
第1期総合戦略では、魅力ある仕事づくりのほか、十勝・帯広への人の流れの拡大、子どもや子育て世代、高齢者まで誰もが安心して暮らし続けられる生活環境づくりを進めました。ここでは事例を紹介します。

◆とちかち・イノベーション・プログラム

十勝の事業者と、域外の起業家との交流を通し、新しい仕事づくりに向けたアイデアを生み出す取り組みです。5年間で44件の構想が生まれ、15件の法人設立・事業化につながりました。

その一つが、「株式会社デステイネーション十勝」で、アウトド



人口ビジョンと総合戦略は市ホームページに掲載しています

第2期総合戦略(2020年度～2024年度)
第2期総合戦略では、これまでの取り組みをステップに、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりをめざし、十勝・帯広



ママと赤ちゃんの相談会

◆子育て世代包括支援センターの取り組み
安心して子どもを産み育てられる環境づくりをめざし、妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートできるように、子育てに関する相談対応をはじめ、妊娠中から参加できる「ママと赤ちゃんの相談会」での講座や交流、産後の心身の回復をサポートする産後ケア事業、不妊治療に対する費用の一部助成などに取り組んでいます。



冬のアウトドアコンテンツ「犬ぞり体験」(株)デステイネーション十勝

ア観光の推進に向け、観光コンテンツの開発などを進めています。このほか、馬車に乗って飲食を楽しむながら中心市街地を周遊する取り組みや、小型航空機を利用者間でシェアするサービスなどが事業化に至っています。

第2期帯広市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標と取り組みの方向性(2020年度～2024年度)

◆基本目標1 新たな「しごと」を創り出す
ICT(情報通信技術)を活用した農業の推進や海外販路の開拓に向けた支援を進めるほか、創業・起業の総合的な支援や人材の確保、地域産業の担い手の育成などに取り組めます。

取り組み例
地元企業の人材確保に向けた首都圏におけるフェアの開催【U I J ターン促進事業】

◆基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
結婚・出産を支える環境づくりに向け、働き方改革を推進するほか、子育て支援や教育環境の充実を図るため、ファミリーサポートセンター事業やコミュニティ・スクールの導入推進などに取り組めます。

取り組み例
働き方改革の推進に向けた啓発活動【男女共同参画講座】

◆基本目標2 十勝・帯広への「ひと」の流れをつくる
十勝・帯広への愛着・誇りを醸成するふるさと教育や、域外に向けた仕事・暮らしの情報発信により、将来の移住・定住の促進につなげるほか、アウトドア観光の振興やスポーツ大会・合宿の誘致活動などに取り組めます。

取り組み例
自然環境、歴史、伝統、文化、産業、地域住民との関わりを通じた、小・中学校における体系的なふるさと教育【おびひろ市民学】

◆基本目標4 安全安心でいきいきと暮らせるまちをつくる
人のつながりを通して、高齢者や障害者、外国人の生活支援に取り組むほか、公共交通の確保や中心市街地の施設・整備支援、学生・高齢者をはじめ多様な主体のまちづくり活動への参画や活躍促進などに取り組めます。

取り組み例
帯広畜産大学との共同による、学生の自主的なまちづくり活動への支援(養蜂を通じた地域活性化の取り組みなど)【学生と地域がつながるまちづくり支援事業】

の魅力に共感する人々が訪れ、集まり、共鳴する「人材の交流拠点・挑戦の興隆拠点」をフードバレーと「かち」をめざす姿として定めました。今後、四つの基本目標のもと、人口減少の抑制、人口減少社会への適応のほか、高齢者や外国人の活躍を促進するなど人口構成の変化を課題解決へと結び付けていくことで、地域の持続的な発展につなげていきます。

表 減額の対象となる改修と減額内容

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
工事の要件	建築基準法の耐震基準に適合する工事費用が50万円を超える改修工事	補助金などの額を除いた自己負担額が50万円を超える、浴室改良や段差解消、手すり設置などのバリアフリー改修工事	補助金などの額を除いた自己負担額が50万円を超える、二重サッシ・複層ガラス化などの居室*の窓の改修工事（ただし、併せて実施する床・天井・壁の断熱工事など、省エネ基準に適合する熱損失防止改修工事も自己負担額に含めることが可能）
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	建築された日から10年以上経過した住宅（ただし、改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下）で、65歳以上が障害のある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる	平成20年1月1日以前に建築された住宅（ただし、改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下）
減額内容	床面積120平方メートル分を限度に固定資産税の2分の1が減額（長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2）	床面積100平方メートル分を限度に固定資産税の3分の1が減額	床面積120平方メートル分を限度に固定資産税の3分の1が減額（長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2）
減額期間	工事完了の翌年度		

※居室とは、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するもの

住宅改修で税金が減額

固定資産税の減額制度

問い合わせ 資産税課（市庁舎2階、☎65・4123）



詳細やその他の減税制度はこちら

帯広市 固定資産税 減額

要件を満たす住宅改修で税金が減額

住宅を耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修した場合、要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります（表）。なお、都市計画税は対象になりません。

申請は工事終了後3カ月以内に

減額の申請は原則、工事終了後3カ月以内に行ってください。

バリアフリー改修と省エネ改修は併用して減額を受けることができますが、耐震改修は他の改修と併用することができません。

高齢者の肺炎予防

肺炎球菌予防接種の助成

問い合わせ 健康推進課（東8南13、保健福祉センター内、☎25・9720）



詳細はこちら

帯広市 肺炎球菌予防接種

市では、過去に一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない人を対象に、接種料金の助成を行っています。

今年度の対象者には、5月末にお知らせを郵送します。過去に任意接種（全額自己負担）した人は、市に接種記録がないため、お知らせが郵送されませんが、助成対象にはなりません。

予防接種の助成対象年齢など

今年度の対象者は、次の①②両方に該当する人です。

- ①令和2年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人（表）
- ②初めて肺炎球菌予防接種（ニューモバックス）を受ける人

※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能に重度の障害がある人は対象になる場合があります。詳細は問い合わせください。

実施期間

令和3年3月31日（水）まで

持ち物

- 5月末に郵送するお知らせの文書（届かない人、紛失した人は健康推進課まで問い合わせください）
- 健康保険証など、住所・生年月

表 令和2年度高齢者の肺炎球菌予防接種 対象年齢

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生

過去に接種したことがある人は助成対象になりません

費用 日を確認できるもの 2900円

生活保護受給者は生活保護受給証明書を持参すると、費用が免除されます。

実施医療機関

郵送するお知らせに一覧を同封するほか、市ホームページに掲載します。

過去に接種したことがある人は、前回の接種から一定期間が経過していれば、任意接種（全額自己負担）で受けることもできるので、医師に相談してください。

市長コラム

夢かなうまち おびひろ

ナ ナ

帯広市長 米沢 則寿



会社を訪問した際に「アニマルウェルフェア」という言葉に初めて出会いました。当時は意味がわからずに辞書を引いたことを覚えていました。動物たちの本来の生態や欲求、行動を尊重するアニマルウェルフェア＝動物福祉という考えは、今では世界共通の認識となつてきています。また、種の保存を目的に国内の動物園同士が動物を貸し借りして繁殖を目指すなど、これまで娯楽性を追求していた動物園の役割が、時代とともに大きく変わってきています。

市では、こうした動物園を取り巻く環境の変化を踏まえて、老朽化したおびひろ動物園の将来の姿について、専門家の皆さんにもご意見を伺いながら「おびひろ動物園の魅力アップに向けて」という方針を定めました。

かわいい名前を贈ろう。昭和39年、「おびひろ動物園」の開園の翌年にインドから迎えた3歳の雌のゾウの名前は、公募で「ナナ」になりました。私が帯広で暮らしている年数は、高校生までの期間を合わせても28年間ですが、ナナは倍の56年間、半世紀余りを帯広で過ごし、3月4日に亡くなりました。市民の皆さんの中には、家族三代に渡ってナナとの思い出をお持ちの方も居られるかもしれません。

ナナが来た頃の日本の動物園は、国内には生息していない大型の珍しい動物の展示と遊具をセットで整備することで、魅力アップを図っていたように思います。おびひろ動物園においてもゾウやカバなどの北国では見られない大型動物の存在が魅力となっていました。私がイギリスに赴任していた30年前頃、動物の遺伝子を研究する

方針の柱には十勝・帯広の特色を活かすことなどを掲げています。中心市街地からアクセスしやすく、歴史・文化が学べる百年記念館が隣接しているエリアであること、ばんえい競馬の開催地や日本有数のミルクや肉牛の生産地であること、さらには動物の研究や獣医師を養成する帯広畜産大学があることなど、この地域の特色と結び付けることで、ここにしかない独自性や新たな魅力を持つ動物園に生まれ変わるヒントがあるかもしれません。今後、方針を具体的な形にしていくために、皆さんも一緒にアイデアを出してほしいと思います。

未来の動物園の姿を考えている時に訪れたナナとの別れは、将来のおびひろ動物園の在り方に、さまざまなメッセージを私たちに遺してくれたように感じます。



国保料の軽減・減免制度などのお知らせ

国民健康保険

国民健康保険（国保）では、所得が少ない世帯を対象にした、軽減制度や減免制度があります。今年度の保険料額は、6月中旬に郵送でお知らせします。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4139、65・4140）

低所得者の軽減制度

前年中の所得※1が基準額以下の世帯に対して、国民健康保険料の均等割と平等割※2が、あらかじめ軽減される制度があります。軽減の割合は7割、5割、2割の

やむを得ず失業した人の軽減制度

※1 対象となる「所得」とは前年の世帯全員の収入から必要経費を差し引いた額です。給与や公的年金では、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

※2 国民健康保険料とは

保険料は(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみの合算額です。(1)～(3)それぞれが①所得割（加入者全員の前年所得で算定）、②均等割（加入者1人ずつに掛かる）、③平等割（世帯単位で掛かる）で構成されています。

図1 失業した人の軽減制度の対象

特定受給資格者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人
特定理由離職者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが23、33、34の人

表1 軽減の対象となる所得の基準額

軽減割合	基準額
7割	33万円（変更なし）
5割	33万円 + 28万円 28万5000円 × 加入者（今年度から）
2割	33万円 + 52万円 52万円 × 加入者（今年度から）

図2 減免の対象となる所得の要件

所得の少ない世帯のうち

世帯の前年の総所得が、加入者数と旧国保被保険者数※3の合算額 × 35万円 + 33万円以下の世帯

加入者が特別寡婦・特別障害者に該当または、同居の特別障害者（加入者に限る）を扶養する世帯のうち

世帯の前年の総所得が、加入者数と旧国保被保険者数※3の合算額 × 35万円 + 55万円以下の世帯

※3 旧国保被保険者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人

表2 低所得世帯が対象の減免基準と適用事例

いずれも、世帯で所得のある人が1人の場合

●給与収入のみの場合の減免基準

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	給与収入 約98万円～133万円
2人世帯	給与収入 約98万円～171万9000円
3人世帯	給与収入 約98万円～223万1000円
4人世帯	給与収入 約98万円～273万1000円

●年金収入のみの場合の減免基準

①昭和30年1月1日以前生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約153万円～203万円
2人世帯	年金収入 約153万円～238万円

②昭和30年1月2日以降生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約103万円～140万6000円
2人世帯	年金収入 約103万円～187万3000円

表3 旧被扶養者の人に対する減免

区分	期間	減免の割合
均等割 平等割※4	国保に加入した月から2年間	2分の1減免※5
所得割	当分の間	全額減免

※4 平等割は旧被扶養者のみで構成される世帯が対象
 ※5 均等割と平均割は「低所得者の軽減制度」の5割軽減または7割軽減に該当する世帯は適用になりません

倒産や解雇などでやむを得ず失業した人が国保に加入した場合、3種類です。4月1日（途中加入者の場合は世帯主が加入した日）の世帯内の加入者数と、前年所得で軽減の割合を判定します。今年度は、5割と2割軽減の対象となる基準額が拡大されます。（表1）

保険料や医療費の負担を軽減する制度があります。対象は、失業により新たに国保に加入した人と、失業した人のうち、既に国保に加入して雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人です。（図1）

公共職業安定所で雇用保険の手続きをし、「雇用保険受給資格者証」と印鑑を持参の上、国保課へ届出をしてください。

なお、「雇用保険特例受給資格者証」により収入が著しく減少した場合

その他の理由で納付が困難な場合

失業や病気により収入が著しく減少した場合

減免制度

所得が少ないなど、特別な事情で保険料が納められないときは、申請することで減免の対象になる場合があります。

所得が少ない世帯が対象

世帯全員の資産や退職金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件（図2）に当てはまる世帯は、申請することで所得割の2分の1が減免になる場合があります。（表2）

また、高額療養費など医療費の自己負担限度額の判定の際にも、対象者の前年の給与所得を1000分の30として判定します。

減免の申請受付期間

納入通知書は6月中旬に郵送します。対象者は6月15日以降、印鑑と納入通知書を持参の上、国保課に申請してください。減免の理由により証明書類が必要な場合や、受付期間が異なる場合があります。今年度分の減免申請の期限は、原則、令和3年3月31日（水）までです。

減免の申請受付期間

納入通知書は6月中旬に郵送します。対象者は6月15日以降、印鑑と納入通知書を持参の上、国保課に申請してください。減免の理由により証明書類が必要な場合や、受付期間が異なる場合があります。今年度分の減免申請の期限は、原則、令和3年3月31日（水）までです。

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の特別措置

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、加入者の人数が少なくなる国保世帯には、保険料の特別措置があります。これらの特別措置を受けるための手続きは不要です。

◆特別措置1 低所得者への軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行した人が世帯内において、世帯の所得に変更がない場合は、移行前と同率の軽減が受けられるように、移行した人の前年所得や人数を含めて判定します。

◆特別措置2 1人になった世帯への軽減

国保から後期高齢者医療制度へ移行することで、国保に残る加入者が1人になった場合は、世帯構成に変更がなければ、移行後5年間は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が2分の1になります。6年目からは3年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が4分の3になります。



65歳以上の介護保険料

介護保険料は所得と世帯の課税状況で計算します

誰もがいつでも安心してサービスを利用できるように、保険料をきちんと納めましょう。
令和2年度の介護保険料額は、6月中旬に郵送でお知らせします。

問い合わせ 介護高齢福祉課（市庁舎1階、☎65・4150）

介護保険料を確認してください

介護保険は、40歳以上の人が納める介護保険料と、国・道・市の負担金で運営されています。65歳以上の人が納める保険料の総額は、制度運営の財源の約23パーセントを占めています。（図1）

保険料額は、平成30年度から令和2年度までの間にかかると見込まれる介護給付費から、国などが負担する分とサービスを利用した際に支払う自己負担を差し引いた額が保険料総額となるように、65歳以上の人の所得と世帯の課税状況に応じて計算し、決定しています。（表）

65歳以上の人の介護保険料額は6月中旬に郵送する「介護保険料額のお知らせ」でご確認ください。

図1 介護保険制度運営の財源

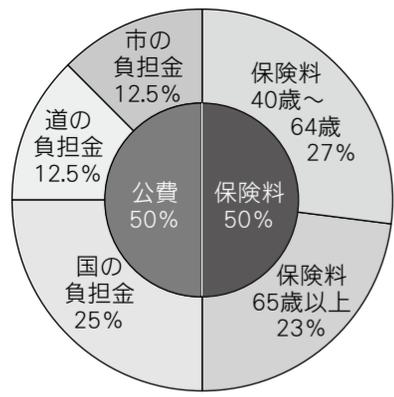


表 令和2年度 段階介護保険料額

保険料段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額×0.30	2万850円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	3万4740円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.70	4万8640円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円以下の人）	基準額×0.90	6万2530円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円を超える人）	1 (基準額)	6万9480円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が80万円未満の人	基準額×1.15	7万9900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が80万円以上120万円未満の人	基準額×1.20	8万3370円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が120万円以上150万円未満の人	基準額×1.25	8万6850円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が150万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	9万320円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が200万円以上250万円未満の人	基準額×1.50	10万4220円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が250万円以上300万円未満の人	基準額×1.60	11万1160円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が300万円以上350万円未満の人	基準額×1.70	11万8110円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が350万円以上500万円未満の人	基準額×1.85	12万8530円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が500万円以上1000万円未満の人	基準額×2.00	13万8960円
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が1000万円以上の人	基準額×2.15	14万9380円

*1 合計所得金額は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」を引き、本人非課税の場合は、さらに「公的年金等に係る雑所得」を引いたものです。
・世帯状況は、毎年4月1日時点（年度途中で65歳になる人、市外から転入された人はその時点）が基準となります。

図2 特別徴収の徴収月別金額計算方法

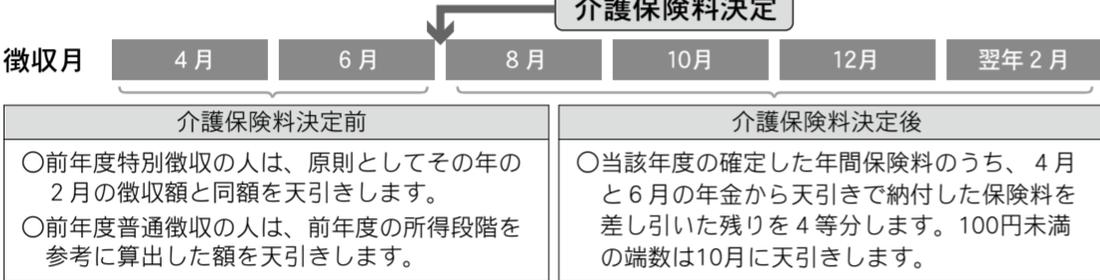
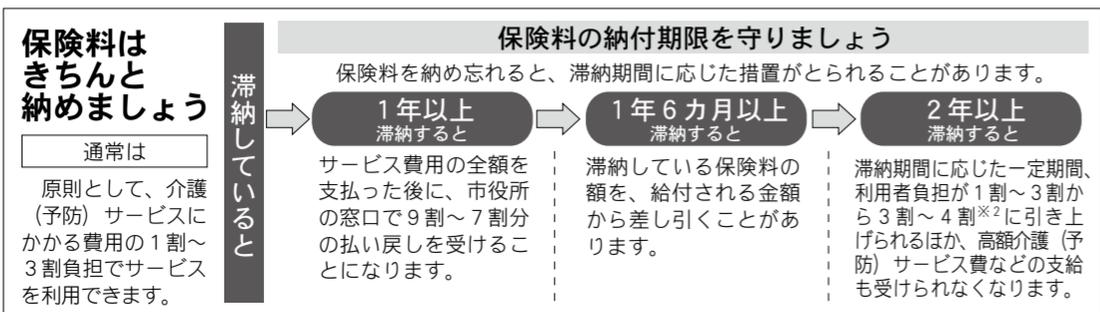


図3 普通徴収の期別金額計算方法

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	翌年2月	翌年3月

当該年度の年間保険料を10等分した金額を納めます。100円未満の端数は第1期（6月分）で調整します。



*2 利用者負担が3割の人が2年以上滞納した場合は、4割に引き上げられます。

65歳以上の人の保険料の納め方

40歳以上65歳未満の人が納める介護保険料は、加入している健康保険から納められています。65歳以上の人の保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収があります。

●特別徴収（年金から天引き）

年額18万円以上の年金（老齢・退職・遺族・障害年金）の受給者は、年6回、年金からあらかじめ納めています。届いている人

●普通徴収（納付書や口座振替）

次の人は年10回、口座振替や納付書により金融機関やコンビニで納めます。（図3）
・特別徴収に該当しない人
・4月1日現在で、年金受給がなかった人
・年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで年金が停止されている人

口座振替の手続きが簡単に

介護高齢福祉課窓口で、金融機関のキャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力すること

一時的に納付書で納付になる場合があります

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・収入申告の変更などで、保険料の所得段階が変更になった場合

口座振替が便利です

口座振替にすると自動的に指定の口座から引き落としになるので、納め忘れがなくなり安心です。手続きには、通帳、届け出印を持参の上、介護高齢福祉課または取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く）などの窓口で申し込みください。ゆうちょ銀行からの振替手続きは、介護高齢福祉課に申し込みください。

保険料の軽減制度

市では、収入が少ない世帯の負担が軽くなるよう、保険料を軽減する制度を設けています。軽減制度については、広報おびひろ5月号でお知らせした収入基準などの条件に当てはまる世帯が対象です。申請の受け付けは随時行っています。

利用料などの軽減制度

在宅サービスを利用する場合は、申請により利用料が軽減されることがあります。このほかに、施設サービスにかかる利用料などを軽減したり、高額サービス費として払い戻すなど、利用者の負担を軽減する制度があります。詳細は、介護高齢福祉課、ケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。

介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、一時的に納付することが困難な場合は、支払いの猶予などができる場合があります。詳細は12ページをご覧ください。

市有車両を一般競争入札で売り払い

市有車両4台を売り払います。物件は普通特種車両（公共応急作業車）、軽貨物車両（軽トラック）、小型貨物車両（ピックアップトラック）、普通乗合用車両（バス）の計4台です。詳細は、市ホームページで確認するか問い合わせください。

◆物件下見会

日 6月9日(火)、9時30分～11時30分

場 道路車両センター資材置場（南町南6線61）

◆入札日

6月24日(水)、10時～

申問 6月2日(火)～16日(火)までに、入札参加申込書と必要書類を、郵送または直接、契約管財課（〒080・8670西5条南7丁目1番地、市庁舎2階、☎65・4115）へ。

令和2年度児童手当現況届

児童手当の受給者には、児童手当法で現況届の提出が義務付けられています。6月1日現在の養育状況の申告により、手当てを引き続き受けるための要件を確認します。

6月分以降の児童手当は、現況届が提出され、受給資格が確認されるまで支給されません。現況届の提出が必要な人には、6月中旬に郵送するので、期日までに提出してください。なお、公務員は勤務先での手続きとなるため、市からの通知はありません。

詳細は問い合わせください。

提出期限 6月30日(火)

提出先 郵送または直接、こども課、または川西支所（川西町西2線）、大正支所（大正本町西1）へ。

問 こども課（〒080・8670西5条南7丁目1番地、市庁舎3階、☎65・4160）

特定計量器の定期検査

はかり、分銅や重りを取引や証明に使用している人は、法律に基づき2年に1度の定期検査が義務付けられています。

新たに事業所や店舗を始めて、はかりなどを使用している場合は、検査が必要な場合がありますのでご相談ください。

令和2年度の検査対象区域は、西4条以東、愛国町、川西町、大正町その他郊外区域です。

期間 6月15日(月)～12月21日(月)

¥ 手数料は、検査時に現金で納入。はかりなどの種類で料金が異なります。詳細は問い合わせください。

問 商業労働課（市庁舎7階、☎65・4132）

健康相談

保健師、栄養士などが、健診の結果や健康づくりなど健康に関する相談に応じる。

対 市内在住の18歳以上

日 ①6月11日(木)、②26日(金)、いずれも8時45分～17時30分

場申問 ①は6月10日(水)まで、②は25日(木)までに、電話で健康推進課（東8南13、保健福祉センター内、☎25・9721）へ。

歯科ドックのお知らせ

歯科健診を、年1回無料で受診できる。健診内容は問診、歯列や顎関節の状態確認、口腔粘膜、歯周病、唾液検査ほか。受診時は必ず健康保険証を持参。

対 20歳以上の帯広市国民健康保険加入者、市内在住の後期高齢者医療制度加入者

日 6月1日(月)～翌年3月31日(水)

場申 電話で、市内の十勝歯科医師会会員の歯科医院（約100カ所）へ。

問 国保課（市庁舎1階、☎65・4138）

帯広市健康生活支援審議会委員を募集

帯広市の保健、福祉、医療に関する総合的な審議を行う委員を募集。

対 市内在住または通勤、通学する20歳以上で、年に3～6回程度の夜間の会議に出席できる人。市が設置する委員会などの委員は除く

任期 2年間

報酬 出席1回につき8500円

定 選考5人

申問 6月29日(月)までに、応募動機や意見、保健・福祉・医療に関する活動経験などを書いた800字程度のレポートと履歴書を、郵送または直接、地域福祉課（〒080・8670西5条南7丁目1番地、市庁舎3階、☎65・4146）へ。

国民年金の付加年金をご存じですか

毎月の定額保険料（1万6540円）に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされて受け取ることができます。

対 国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者（国民年金基金加入者や保険料の免除・猶予制度を受けている人は除く）

問 戸籍住民課（市庁舎1階、☎65・4143）、帯広年金事務所（西1南1、☎25・8113、音声案内2番→2番）

Information

帯広市からの
お知らせ

6月

申し込み方法など、特に記載がない場合は、参加無料です。当日会場へ直接お越しください。

詳細は、各問い合わせ先に確認してください。（施設ごとに業務時間が異なります）

市役所代表 ☎24・4111、FAX 23・0151

市役所本庁舎業務時間 月～金曜日 8時45分～17時30分

帯広市ホームページ <https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

お知らせの見方

対 = 対象 **日** = 日時 **場** = 場所 **定** = 定員 **¥** = 費用
申 = 申し込み **問** = 問い合わせ **☎** = 電話 **F** = FAX
☐ = Eメール **HP** = ホームページ

カテゴリアイコンの見方

 健康・福祉  募集  お知らせ

イベント・講座の掲載休止について

5月13日現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントなどの中止・延期をしています。広報紙掲載時点では実施の見通しが不透明のため、今月号のイベント・講座情報の掲載を休止します。なお、最新の実施予定は市ホームページや、各施設ホームページを確認してください。

市施設の閉館、市イベント中止・延期情報

帯広市 コロナ 中止 **検索** 

生涯学習情報誌「まなびや」

帯広市 まなびや **検索** 

帯広市文化スポーツ振興財団

帯広市財団 **検索** 

とかちプラザ

とかちプラザ **検索** 

年金振込通知書が送付されます

毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせする「年金振込通知書」が日本年金機構より送付されます。

問 ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165）、帯広年金事務所（西1南1、☎65・5001、音声案内1番→2番）

担当課 戸籍住民課

帯広市議会(令和2年6月定例会)の開催

6月10日(水)から25日(木)までの予定で、帯広市議会（令和2年6月定例会）を開催します。補正予算の審議や一般質問を行います。

詳細は、広報おびひろ6月号に折り込みの「帯広市議会だより」や市議会ホームページをご覧ください。

問 議会事務局総務課（市庁舎議会棟2階、☎65・4221）



帯広市休業等協力支援金の申請受け付けについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、北海道の休業要請などに協力された事業者を対象とした支援金の申請を受け付けています。

帯広市への申請が必要な事業者は、酒類の提供がない飲食店および営業時間が19時までの酒類提供飲食店で、4月25日(土)から5月6日(水)までの期間に、営業の休止、2時間以上の営業時間の短縮、テイクアウトのみの営業のいずれかを実施していた事業者です。申請には期限がありますので、対象となる事業者で未申請の場合は、早めに申請してください。

詳細は、市ホームページを確認してください。

申請期限 7月31日(金)

問 商業労働課（市庁舎7階、☎65・4164）



新型コロナウイルス感染症で 生活にお困りの 市民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した人をサポートする個人支援制度をご紹介します。

問い合わせ 支援内容に応じた各問い合わせ先

帯広市相談ダイヤル



市では新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせや相談をお受けする、相談ダイヤルを開設しています。
毎日8時45分から17時30分まで開設していますので、ご利用ください。

**健康や感染症に関すること
(健康推進課)** ☎ 25・9721
☎ 25・7445

**中小企業・個人事業者などの
経営に関すること(商業労働課)** ☎ 65・4164
☎ 23・0172

**その他または窓口が分からない
場合(危機対策課)** ☎ 65・4182
☎ 23・0151

支援を受けられるもの	支援内容	問い合わせ先	支援制度
生活費	一世帯につき、1回限り20万円以内を貸し付け	帯広市社会福祉協議会(公園東町3、☎ 21・2414、☎ 21・2415)	緊急小口資金
	原則3カ月間、単身世帯月額15万円以内、2人以上世帯月額20万円以内を貸し付け		総合支援資金
家賃	家賃が払えない場合、一定期間、家賃を支給	帯広市自立相談支援センター ふらっと(西6南6、ソネビル2階、☎ 20・7366、☎ 20・7367)	住居確保給付金(生活困窮者自立支援)
	家賃が払えず、住むところがない場合、一時的に市営住宅を提供	住宅営繕課(市庁舎3階、☎ 65・4190、☎ 23・0158)	市営住宅の提供
	市営住宅使用料が払えない場合、支払いの猶予や支払期限の延長などを実施		生活不安に対応するための緊急措置
公共料金	電気やガス、電話料金などが払えない場合、支払いの猶予や支払期限の延長などを実施	各電力、ガス、電話会社に問い合わせください	
	水道料金が払えない場合、支払いの猶予や支払期限の延長などを実施	料金課(市庁舎水道棟1階、☎ 65・4214、☎ 23・0181)	
税金 社会保険料	市税が払えない場合、減免や支払いの猶予などを実施	【減免】市民税課(市庁舎2階、☎ 65・4210、☎ 23・0154) 【猶予】収納課(市庁舎2階、☎ 65・4128、☎ 65・4129、☎ 23・0154)	
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が払えない場合、支払いの猶予や減免などを実施	国保課(市庁舎1階、【猶予】☎ 65・4139、【減免】☎ 65・4140、☎ 23・0152)	
	国民年金保険料が払えない場合、保険料の免除などを実施	戸籍住民課(市庁舎1階、☎ 65・4143、☎ 27・0326) 帯広年金事務所(西1南1、☎ 25・8113、音声案内2番→2番、☎ 21・6689)	
	介護保険料が払えない場合、支払いの猶予や減免などを実施	介護高齢福祉課(市庁舎1階、☎ 65・4150、☎ 23・0163)	
保育料	保育料が払えない場合、減免や支払期限の延長などを実施	こども課(市庁舎3階、☎ 65・4158、☎ 23・0155)	

新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします

自分の命や大切な人の命を守るために行動を変えましょう!

- 手洗い、せきエチケットを徹底し、三つの密を避けましょう
- 外出の際は、できるだけ最少人数で行動したり、混雑する時間帯を避けましょう
- 隣の人と席一つ分離れて座るなど、互いに手を伸ばして届かない距離を保ちましょう

問い合わせ

健康推進課(東8南13、保健福祉センター内、☎ 25・9721)

Keep a Safe Distance
今は、きよりをとって



北海道ソーシャルディスタンス

市政のお知らせを放送しています

◆テレビ 市役所だより(OCTV11ch) 毎日4回放送していて、市ホームページからもご覧になれます。
◆ラジオ(毎週月・水・金曜日) おびひろタウンインフォメーション(FM-JAGA77.8MHz) 9:15~9:20 おびひろ広報メモ(FM-WING76.1MHz) 9:30~9:35

広報おびひろの感想を聞かせてください

最後まで読んでいただきありがとうございます。よりよい広報紙にするために「こうした方が読みやすい」など皆さんの感想をお聞かせください。
問い合わせ 広報広聴課(市庁舎3階、☎ 65・4109、FAX 23・0156、Eメール report@city.obihiro.hokkaido.jp)